

## 機構を軌道に乗せるための改善策の実施状況の報告

鳥 取 県  
鳥取県農地中間管理機構

機構を軌道に乗せるための改善策	改善策の実行状況
<p>1 機構の役員体制について、農業法人経営者や企業経営者等のチームとしての役員登用及びこうした役員の経営ノウハウ・意見を機構の活動推進に積極的に生かす取組を進めてください（28年度上半期目途）。</p> <p>また、新たな役員体制の下で、28年度の機構の活動方針（改善した部分ができるようにしたもの）を決定し、役員名簿（経営能力を有する者が分かるようにしたもの）とともに公表してください（28年度上半期目途）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の役員体制については機構ホームページのとおりです。昨年度から農業法人の経営者等を機構の理事としており、意見を機構活動に生かしています。</li> <li>・ 28年度の機構の活動方針については機構ホームページのとおり。</li> <li>・ 上記の活動方針、役員体制を機構ホームページに公表します。</li> </ul>
<p>2 現場のコーディネート体制について、各都道府県におけるこれまでの経験を踏まえて、市町村・農業委員会・土地改良区等の関係機関との望ましい役割分担のあり方を整理して活動方針に盛り込み、これに即して県内全体のコーディネート体制の整備を推進してください（28年度上半期目途）。</p> <p>特に、28年度中に農地利用最適化推進委員が設置される市町村については、その積極的な活用を進めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構担当者の体制は機構ホームページのとおりです。機構のホームページで公表します。機構と全市町村、JA、県土連との委託契約により体制を整備するとともに、地域毎（東部、中部、西部）の実情に合わせた関係機関による連携を図っています。</li> <li>・ 今年度、農地利用最適化推進委員が設置される2町をはじめ各農業委員会の農地利用最適化推進に向けた取組は機構の活動と同趣旨であり、現場活動により得られた情報の共有を図るなど積極的に連携し、現場のコーディネート体制を確立します。</li> </ul>
<p>3 担い手農業者との意見交換は、十分な回数（毎月又は隔月）を的確に実施し、担い手農業者の意見を機構活性化のために積極的に活用することを徹底してください。また、意見交換の結果（意見を踏まえて改善した点を含む）の公表も引き続き行ってください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市町村とは、6月28日に担当部課長、農業委員会事務局長を対象とした、全県の会議を開催予定であり、開催後、各市町村を巡回し打合せを実施します。</li> <li>・ 担い手との意見交換は、それぞれの市町村毎に2ヶ月に1回程度を目安に実施することとします。</li> </ul>

4 都道府県は、市町村毎の人と農地の状況（本格的な人・農地プランの作成状況、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等）を調査・公表し、その結果も踏まえて、機構理事長や都道府県幹部が市町村長と面談を行い、機構事業への積極的協力を要請してください（28年度上半期目途）。

①県は平成28年3月末時点の人と農地の状況調査を実施し、速やかにホームページで公表します。

②県は、集落毎に人と農地の話し合いの状況などを調査し、状況の把握に努めます。

③平成27年度には、機構理事長等と県の地方機関の長等が全市町村長と面談を実施したところですが、今年度は、実績から事業推進が特に必要な鳥取市等を対象として、7月中を目処に面談を実施し、積極的な協力を要請します。

5 都道府県から市町村に対して、以下の事項について要請し、農地流動化に向けた地域の話合いと、話合いの結果に基づく本格的な人・農地プランの作成を進めてください（28年度上半期目途）。

① 人・農地プランの見直し等に際しては、徹底かつ継続的な話合いと合意形成を行える適切な範囲（集落や自治会等の範囲）で会合を実施するとともに、農地所有者が耕作できなくなった場合等には機構に貸し付けることを地域で合意することを目指すこと。

② 市町村が、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うこと。

③ 農地流動化の機運が乏しい地域については、地域農業の将来への危機感を共有し、農業者が自らの経営についてもそれに即して考えてもらうため、市町村が農業者に対するアンケート調査を行い、その結果を公表すること。

④ 平成28年度税制改正により実現した遊休農地の課税強化と機構に貸し付けた農地の課税軽減について、農地所有者へ周知徹底、これを契機として地域の話合いを推進すること。

①県の地方機関職員（課長、課長補佐）及び機構職員等が全市町村の担当課長、担当職員等と意見交換会を開催し、地域における人と農地の問題解決に向けた取り組みや農地中間管理事業の推進について要請を行いました。

[5月27日から6月17日の間に実施]

②6月28日には、機構とともに、市町村の担当部課長、農業委員会事務局長を対象とした、全県の会議を開催し、今年度の取り組み方針などについて徹底を図ります。

・地域における人と農地の話合いの主体は、農業者（地域住民）であり、市町村であることを再認識していただきます。

・左記②については、機構法26条の協議の場の開催に向け、改めて強く要請します。

・農地中間管理事業のメリットを再確認し、従来の基盤法による貸借からの移行を促すなど活用推進に努めます。

・税制改正についても周知を図ります。

（ 人・農地プランの作成推進にあたっては、地域再生協議会の場での推進体制整備を行い、重点対象地域を定めるなどして戦略的に進めていきます。 ）

<p>6 農地流動化に向けて機構が適切に進行管理するため、機構の役員・本部職員と現地で農地集積のコーディネートを行う機構及び委託先（市町村等）の担当者等との打合せを定期的に（毎月）実施してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村毎に機構のリーダーシップのもと月1回、担当者と打合せを実施し、具体の事例についての情報共有や推進方向などの戦略調整を行っています。</li> <li>・関係する市町村の担当部課長、農業委員会事務局長等が一堂に会した会議を年2回程度開催する計画です。 （1回目：6月28日、2回目：12月予定）</li> </ul>
<p>7 農地の出し手である所有者へのPRを行き渡らせるため、県知事や機構理事長が前面に立って、機構のスキームと併せて、28年度税制改正により実現した遊休農地の課税強化と機構に貸し付けた農地の課税軽減を周知徹底してください（28年度上半期開始）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞広告・CATVによるPRを実施予定です。</li> <li>・事例を取材した新聞広告を年3回予定しています。 1回目掲載予定：6月28日朝刊</li> <li>・CATVによるPR番組を3本制作し、県内5局で放送します。また、番組紹介専用サイトをインターネット上に開設します。</li> </ul>
<p>8 農地中間管理機構と農地整備事業との連携を更に高めるため、機構及び都道府県の農地中間管理機構担当部局は、農地整備事業と機構事業がセットで進むよう、機構のモデル地区（重点実施区域）の決定や連携地区の予算要望・配分にあたり、農地整備事業担当部局や土地改良区と十分に連携してください。その際、県本庁だけでなく県出先機関とも、情報共有・調整のための体制を確実に整備してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域より相談・要望のある土地改良事案について、水土里ネットへ業務委託し、相談のある現場に一緒に出向いてもらい、技術経費的な助言を受けながら進めます。</li> <li>・土地改良区との連携もすすめてきたところであり、農業委員会を含め情報共有体制を構築していきます。</li> <li>・農地整備担当部局との連携は意識的に進めてきたところであり、引き続き情報共有（データベースの活用など）を図っていきます。</li> </ul>
<p>9 機構・市町村等は、28年4月からバージョンアップした農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）を十分活用して、地域での話し合いを更に推進してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では全国農地ナビが活用できない為、水土里情報を利用調整に活用しています。</li> <li>・9月には機構、県、市町村の担当者が全国農地ナビを完全に操作出来るように研修会を開催します。</li> </ul>